

福島原発事故における被侵害権利・法益

——「滞在者」の被害を中心に——

吉 村 良 一*

目 次

1. はじめに
2. いわき市民訴訟の概要
 - (1) 事件の概要
 - (2) 損害賠償に係る当事者の主張と裁判所の判断
3. 検 討
 - (1) 「滞在者」が侵害された権利・法益はどのようなものか？
 - a) 福島原発事故賠償における被侵害権利・法益論
 - b) 「平穏生活権」概念について
 - c) 「滞在者」の被侵害権利・法益と賠償のあり方
 - (2) 福島原発事故賠償における「受忍限度論」について
 - a) 山本意見書について
 - b) 本件に山本説を適用することの問題性
 - (3) 本件で「受忍限度」は問題とならないのか？
 - a) 「受忍限度論」とは何か？
 - b) 本件における「受忍限度」判断の意味
 - c) 裁判所の考え方

1. はじめに

本稿で言う「滞在者」とは、福島第一原発の周辺地域において、避難せず（もしくは直後は避難したが、比較的早期に戻って）生活している人々をいう。これらの人々も、事故により様々な被害を被っている。直後は原発の

* よしむら・りょういち 立命館大学名誉教授

爆発の恐怖におびえ、また、混乱の中で生活物資の調達をはじめとして、様々な困難に直面した。一定時期以降も、自然線量を超える放射線が検出される中、健康への強い不安に曝されている。そのため、事故直後、あるいは一定期間経過後に多くの住民が「自主的」避難を行ったが、同時に、様々な理由からその地にとどまった（とどまらざるを得なかった）、あるいは一時避難先から帰還した（せざるを得なかった）人も多い。これらの「滞在者」にも、イ) 事故直後の時期における被害として、情報不足の中での混乱と恐怖、避難を実施した者の避難中の被害（生活費の増加、差別、ストレス、一家離散、その他）、残留した住民らの恐怖と不安、ロ) 初期避難期間終了後の継続的被害として、帰郷の選択をせざるを得なかったこと（安全・安心だから帰ってきたわけではなく、心配はあるが、仕方なく低線量放射線物質に汚染された地元での生活を受け入れざるを得なかった）、（汚染による）継続的な精神的被害（被ばくの恐れ、地域力の低下、子どもから自然が奪われたこと、生活の質の低下、その他）といった被害が生じている。これらに加えて重大なのは、廃炉作業が遅々として進まない中で、住民はあらたな事故・被ばくの恐れをも持って暮らさなければならないことである¹⁾。

このような「滞在者」の被害も、原発事故によって惹起されたものとして、賠償の対象にすべきではないか²⁾。賠償すべきだとすると、このような「滞在者」が侵害された権利・法益は何か、そこから生じた被害＝損害事実は何か、そしてそれはどのように算定され賠償されるべきか。このことを正面から問うたのが、本稿が主たる検討の対象とするいわき市民訴訟である³⁾。

1) 山下裕介（敬称等略。以下同じ）らは、このような被害を受けて滞在している人を、「生活内避難者」と呼んでいる（山下裕介・市村高志・佐藤彰彦『人間なき復興』（明石書店、2013年）125頁以下）。

2) 避難者も、その後、避難指示の解除や、避難に対する支援のうちきりの中で「帰還」すれば、同様の立場に置かれることになる。

3) いわき市民訴訟以外にも、集団訴訟の原告に「滞在者」が含まれている訴訟は多く存在する。特に、生業訴訟は総数約4,000人の原告のおよそ7割が「滞在者」である。こゝ

2. いわき市民訴訟の概要

(1) 事件の概要

いわき市民訴訟とは、事故当時、福島県いわき市に在住していた住民約1500名（第一次から第三次の合計）が原告となり（原告全員が、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）中間指針第一次追補の「自主的避難等対象区域」に在住）、国と東電を被告として提訴（第一次の提訴は事故から2年後の2013年3月11日）した訴訟であり、2021年3月26日に、第一次訴訟につき福島地裁いわき支部が判決（LEX/DB25569784）を言い渡している（原告・被告双方からの控訴により、仙台高裁で控訴審係属中）。

(2) 損害賠償に係る当事者の主張と裁判所の判断

原告らは、事故当初の慰謝料として25万円（妊婦については50万円）、事故後の継続的な被害に対する慰謝料として月3万円（子どもと妊婦については月8万円）を提訴後1年までの分に限定して請求している。そして、被害ないし被侵害権利・法益としては、以下のように、時期を区分した主張を行っている。

- ① 事故直後の時期：原発事故により、死傷への恐怖とパニックに陥り、6割近い市民が避難を選択した。避難出来なかった市民は、ゴースタウンと化した市内に残り、放射能による死傷への恐怖を体験した（「恐怖の慰謝料」）。
- ② 事故後2年経過まで：事故後約1か月経過後も、被ばくへの不安はなくならなかった。子どもへの影響はとくに心配された。市民たちは、いわき産の農作物を避け、子どもの外遊びを控えさせ、いわきの海や川や山などの自然を避けるなど、日常的に、被ばくを回避するための行動をとってき

↘れらの訴訟についても適宜、言及する。

た（「身体権に接続した平穏生活権」と「精神的人格権としての平穏生活権」の侵害）。

- ③ 原発事故後約2年経過後：徐々に放射性物質による生命・身体への恐怖は薄れつつあったものの、生業（特に、第一次産業、観光業など）への被害は著しく、地域力の低下、生活の質の低下ともいべき時期が続いた。福島への差別感、子ども達の将来の健康面や精神面への不安、避難住民といわき市民同士の軋轢など、目に見えない問題が一体となっていわき市民にまわりついている（「精神的人格権としての平穏生活権」の侵害）。

これに対し、福島地裁いわき支部は、東電に加えて国の責任をも肯定した上で、損害論に関わって、以下のように判示した。

判決は、「原告らの属性を踏まえ、いわき市に居住していた原告らが受けたと考えられる被害の内容、程度等を検討し、その内容等に照らし、原告らの法的利益の侵害又は損害の発生（損害発生等）があったといえるのかどうか、その損害発生等があるとして、相当な慰謝料額が幾らかであるのかを検討する」とし、まず、「放射線被ばくの健康被害の客観的なリスク」を検討する。その上で、以下のように述べる。

「3月31日時点でも、いわき市内に毎時 $1\mu\text{Sv}$ を超える地点があり、その状況が継続しており、合理的と考えられる放射線被ばくによる健康被害への不安や恐怖は継続していたものと評価できる」が、「3月終わり頃又は4月頃以降は、市民生活の混乱状況や放射線被ばくのリスクに合理的な不安を覚える状況は、徐々に収まっていった状況がうかがわれる」、「いわき市は、本件事故が発生した3月にはかなり社会的に混乱した状況となるとともに、一定程度の放射線被ばくによる健康被害の不安、恐怖を抱くことが当然の状況となっていたが、4月以降徐々に回復し、もとより本件事故の影響が、4月22日の屋内退避区域の解除により直ちに完全に解消されたとはいえないが、ある程度社会的混乱が収まり、放射線被ばくのリスク自体も同様であって、日常生活を回復していく状況にあったものと評価できる」、「平成23年5月以降のいわき市の空間線量率の推移、状況等に照らせば、いわき市内の屋内退

避区域以外について放射線被ばくによる健康リスクはほぼ認められず、屋内退避区域であっても除染が進み、少なくとも、居住圏や人が通常活動する生活圈エリアでの放射線被ばくによる健康リスクが認められる状況にはなく、先に述べた指標（子供・妊婦などについて屋外の空間放射線量毎時 $1\mu\text{Sv}$ 、その他の成人について同 $3.8\mu\text{Sv}$ ）に照らし、放射線被ばくによる健康リスクを危惧することが合理的であるという状況はおおむね解消されていたことが認められる」（下線は筆者による。以下同じ）。

「中間指針等の考え方及び被告東電の賠償金支払の実務のほか、既に述べた、自主的避難等対象区域であるいわき市の混乱状況、本件原発からの距離及び法令に基づく強制避難を余儀なくされた相双地区との地域的同質性（同じ「浜通り」であること）等に鑑みると、いわき市の住民らは相応の精神的苦痛を被ったと評価できる」。「もっとも、事実上避難を余儀なくされたにせよ、法令に基づく強制力まであったわけではなく、区域内の全住民が避難を余儀なくされた避難指示等を受けた区域と全く同じと考えることはやはり困難であること、また、避難指示等を受けた区域の住民に対して慰謝料として一人当たり月額10万円が支払われていることや……中間指針追補が本件事故発生当初の時期の損害として8万円としているが、その賠償の対象となる期間について単に本件事故発生当初の時期としか定めておらず、具体的な賠償の対象となるべき期間を明示していないことなども踏まえ本件事故直後のいわき市の混乱状況等により被った精神的苦痛に対する慰謝料を月額6万円とし、平成23年3月及び4月の慰謝料額として一人当たり12万円が認められるべきである。」

「同年5月以降は、本件事故直後と同様の被害が継続していたとはいえ、同年3月及び4月と同額の慰謝料を認めることは相当とはいえないものの、避難をしたいわき市住民である原告らについては、当然、避難に伴いその期間中に相応の精神的苦痛を負い、避難終了後も、徐々に景気動向が回復に向かいつつあったいわき市において、元の生活に戻るまでにある程度の期間を要したと考えられること、実際に避難をせずいわき市に滞在した原告らについても、避難をしても全くおかしくない状況下で、放射線被ばくの不安や社会生活上の混乱に伴う不便、不自由を強いられ、同様に、平成23年4月22日

の屋内退避区域の解除により直ちに元の生活に戻ったとは考え難く、元の生活に戻るまでにある程度の期間を要したと考えられることから、避難の有無に関係なく、いわき市に居住していた原告らについて慰謝料の発生を考えるべきであり、その終期としては、被告東電が、屋内退避区域のいわき市住民に対して、平成23年9月末までとして、合計70万円（10万円×7か月分）の支払をしていることに鑑み、同年5月から同年9月末までの慰謝料として更に10万円（上記のとおり、直ちに元の生活に戻ったとはいえないとしても、被害の程度はかなり軽減されていることに鑑み、月額2万円に低減されるものとして、2万円×5か月分とする。）を、その精神的苦痛に対する慰謝料として認めるべきである。そうすると、被告東電が中間指針追補に基づいて既に慰謝料8万円の支払をしている点に鑑みて、これを超える精神的苦痛に対する損害の発生としては、14万円とすべきである。

以上のように、判決は、事故直後（平成23年3、4月）について12万円（月6万円×2か月）の慰謝料を認め、さらに、平成23年9月末までの10万円（月2万円×5か月）の慰謝料を認めた（原審審中間指針第一次追補による8万円を控除して14万円）が、それ以降については、放射線量が下がり健康リスクが下がったことやいわき市の状況を考慮し、これを否定した。ここでの特徴は、「放射線被ばくによる健康リスク」を損害発生の指標として重視していることである。本件原告らに生じた損害は、健康侵害や健康に対するリスクそのものではなく、事故及び放射線被ばくに対する恐怖ないし不安に起因するものである。そのような被害に関して、「健康に対する（客観的な）リスク」を主要な指標として判断することが適切かどうかは問題である。「自主避難」の相当性（合理性）判断においても、客観的な健康リスクのみを指標とすることには批判がある⁴⁾が、同様のことは、「滞在者」

4) 筆者は、「自主避難」の相当性に関して、そこで問題となる避難の「合理性」は「社会的合理性」であるとし、本件の場合、放射能被害（とりわけ低線量被ばくによる）についての科学的知見の不確かさが残ること、「専門家」の中でも安全基準についての意見が分かれること、今回の事故を通じて政府等の公的機関や「専門家」「科学者」に対する国民の信頼が崩壊し「科学的合理性」なるものへの強い懐疑が存在すること、放射線の危険

の権利・法益侵害の判断や損害評価においてもあてはまるのではないか。

3. 検 討

(1) 「滞在者」が侵害された権利・法益はどのようなものか？

a) 福島原発事故賠償における被侵害権利・法益論

本件事故に関わる多くの訴訟において原告は、「包括的生活利益としての平穩生活権（包括的平穩生活権）」を主張している。この「包括的平穩生活権」という考え方は、淡路剛久の提唱になるものである。淡路は、「本件原子力事故によって侵害された法益は、地域において平穩な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権——そこには身体権に接続した平穩生活権も含まれる——および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穩生活権』が侵害されたケースとして考えることとしたい」と述べている⁵⁾。ここでは、地域に

性に関する情報提供の不全や混乱があることなどから、「科学的合理性」にこだわることは適切とは思われず、むしろ、通常人ないし一般人を基準として判断することで足り、通常人・一般人が危険だと感じることは「社会的合理性」があると見るべきであると述べてきた。これに対し、大塚直は、「情報が混乱し、情報収集ができない一定期間については、科学的不確実性に伴う不安は最大限尊重されるべきであり、避難に科学的合理性があったか否かはおよそ問題にならないであろう」が、情報収集のために必要な一定期間経過後については、「科学的に不合理なこと（少数の科学者もリスクを主張していないこと）を一定数の者が信じて行動したとき」は、「科学的合理性を全くは無視できない」とする。しかし、大塚は、「科学的に不合理なこと」とは「少数の科学者もリスクを主張していないこと」だとしている。この点、筆者も、避難の相当性を判断する場合、科学的合理性が不要であるとか、科学的に不合理であることが明らかな場合でも構わないということを言っているわけではない。少なくとも科学的に不合理であるとはいえないリスクへの対応が前提となっている。しかし、それが、科学的に確実であるとか、多数説ないし通説になっていることまでは必要ないことが言いたかったことである（以上について詳しくは、拙著『政策形成訴訟における理論と実務』（日本評論社、2020年）146頁以下参照）。このような議論は、滞在者の事故や放射線被ばくに対する恐怖や不安が権利・法益の侵害に当たるとして、その損害はどのようなものかを考える上でも参照されてよい。

5) 淡路剛久「『包括的生活利益としての平穩生活権』の侵害と損害」法律時報86巻4号101頁。

における生活利益そのものが被侵害法益とされ、しかも、それは「身体権に接続した平穩生活権」を含むものとされている。

以上の被侵害権利・法益の考え方は、裁判所においても事実上、受け入れられてきている。例えば、群馬訴訟において一審判決（前橋地判平29・3・17判時2339・4）では、「本判決における被侵害利益は、平穩生活権であるが、この平穩生活権は、自己実現に向けた自己決定権を中核とした人格権」であるとされたが、同控訴審判決（東京高判令3・1・21LEX/DB25571648）は、「何人も、自己の選択した居住地及びその立地する周辺環境において、自己の選択した仕事に従事しながら、放射線被ばくの恐怖や不安を感じることなく平穩な日常生活を送り、地域や職場のコミュニティの中で周りの人々との各種交流等を通じて、自己の人格を形成、発展させるという人格的利益を有する」が、それが、「本件事故が発生したことにより政府等によって避難指示が発せられ、避難を余儀なくされた者は、平穩な日常生活を侵害され住み慣れた生活の本拠からの移転を余儀なくされ、それに伴って職を失ったり、変更したりせざるを得なくなるとともに、将来の見通しの立たないことによる不安を感じながら慣れない土地での不便な避難生活を強いられることになる」とした。

学説においてはどうか。潮見佳男は、「原発賠償訴訟では、損害論に先行する権利・法益のレベルで、保護に値する法益として『包括的生活利益』が位置づけられている。そしてこの『包括的生活利益』は平穩生活権と結び付けられて捉えられている点が重要である」、しかもその平穩生活権は「これまでの民法学が視野に入れていた平穩生活権からの質的な転換がみられる。……従来は、主として生命・身体・健康への危険からの主体の保護という観点から捉えられてきた。これに対して、原発被害における平穩生活権は、もちろん生命・身体・健康の危険からの主体の保護という文脈で捉えられるものもあるものの、それを超えて、みずからの生活に対する自己決定権（ライフスタイルについての自己決定権）としての人格権の発現形態として捉えられうる点に、その特徴を有している」とす

る⁶⁾。注意すべきは、潮見がここでいう「自己決定権」とは、「自己実現に向けた自己決定権」(群馬訴訟1審判決)などのような抽象的ないし狭い権利ではなく(淡路や原告らの「包括的生活利益としての平穩生活権」と同様に)、包括的な権利とされていることである。潮見は、「福島原発事故の特質を踏まえたとき、基礎に据えられるべきは、従前の損害把握とは本質的に異なる視点、すなわち、包括的生活利益としての損害の把握である」⁷⁾とした上で、「一連の原発賠償訴訟から不法行為法理論が得たことの第一は、権利・法益概念の広がりである」⁸⁾としている。筆者は、淡路らの主張に賛同した上で、われわれの生活は地域コミュニティの中において存在し、そして、このようなコミュニティの生活諸条件に支えられてわれわれは生存(生物的・社会的生存)しているが、今回の事故は、人々から生活の基盤であるコミュニティの支えを奪い、そしてそのことが、生存の条件を脅かし、ひいては生命や健康被害につながっていくのであり、本件被害の全体構造は、「生活破壊→生存条件の剥奪→生命の危機」の三層構造としてとらえるべきであるという試論を提示したことがある⁹⁾。これは、「包括的生活利益としての平穩生活権」のいわば内部構造を示すものであり、そこには(侵害の有無判断における考慮要素等も異なる)多層的な利益が含まれていること、特に、多くの被害が、住民の生物的・社会的生存条件にかかわること(その重大性・深刻さ、そして、そのような生存条件に関する法益侵害においては安易な「受忍限度」判断をすべきではないこと)を示そうとする意図によるものである。

6) 潮見佳男「原子力損害賠償の課題」環境と公害49巻3号3頁以下。

7) 潮見佳男「福島原発賠償に関する中間指針を踏まえた損害賠償法理の構築」淡路他編『福島原発事故賠償の研究』(日本評論社、2015年)107頁。

8) この点につき、長野史寛「福島原発事故と不法行為責任内容論(損害論)」法学論叢188巻4・5・6号433頁も、「原発事故をめぐる議論が権利論のレベルで不法行為法学にもたらした最大の成果は、いわゆる『包括的平穩生活権』ないし『包括的生活利益』と言われる権利の定立である」とする。

9) 拙著『市民法と不法行為法の理論』(日本評論社、2016年)356頁以下。

これらと異なり、「強制的避難」と「自主的避難」（さらには「滞在者」）において侵害された権利・法益を区別し、包括的な平穏生活権に消極的な見方を示すのが大塚直である。大塚は、以下のように述べる¹⁰⁾。「強制的避難者」の場合、自己決定権侵害が基礎にあるが、自己決定権侵害は通常の権利侵害（人格権侵害、財産権侵害）と一体になって判断される。避難の強制によって直ちに権利侵害が発生している。これに対し、「自主的避難者」（および「滞在者」）については、科学的に不適切とは言えない程度の社会的合理性を有する不安を基礎とする平穏生活権侵害があり、そこから生活利益侵害に伴う損害が派生する。

そして大塚は、平穏生活権について、「避難指示区域からの避難者は、強制的に避難させられたのだから、わざわざ平穏生活権侵害という必要はな」く、これに対し、「自主的避難者」（さらには「滞在者」）については、健康リスクに対する不安が権利侵害の出発点であり、そこでは平穏生活権（「健康リスク型平穏生活権」）侵害の有無が問題になるとする¹¹⁾。ただし、大塚は、「自主的避難者」の被害法益をこのように「健康リスク型平穏生活権」ととらえるが、それを「自己決定権」や「居住地決定権」に解消してしまうことについて、「①賠償額が低額になるおそれがある、②（選択のような形式的な権利侵害に着目するだけでは）被害の実体が捉えられない可能性がある」とし¹²⁾、「包摂的な生活利益」＝生活基盤が侵害され「包摂的な損害」が（「自主避難者」や「滞在者」にも）生じていることは否定しない。ただ、集団訴訟における原告の主張する「包括的利益としての平穏生活権については、むしろ生活基盤が根底から覆された福島事故の特質を踏まえて、個々の権利利益侵害としては捉えきれない（中間指針では取り上げることのできなかつた）利益を把握する趣旨で主張された点を重視すべきで

10) 大塚直「福島原発訴訟判決における権利侵害・過失及びリスク論について」法律時報93巻3号12頁。大塚説については、「平穏生活権概念の展開」環境法研究8号1頁以下、「平穏生活権と権利法益侵害・損害論」論究ジュリスト30号106頁以下も参照。

11) 大塚・環境法研究8号35頁以下。

12) 大塚・論究ジュリスト30号111頁。

はないか」, だとすれば, 「これについては, 包摂的な生活利益侵害(生活基盤侵害)に基づく包摂的な損害として扱えばよく」, これには「元来の平穩生活権が有する主観的な性格を有しないものも多く含まれているため(概念の問題としては)特に平穩生活権という必要性は乏しい¹³⁾, 「概念の混乱を招く恐れがあること, 換言すれば, この概念の順当な発展を阻害することについて危惧されないではない」とする¹⁴⁾のである。

さらに, この点につき大塚は, 最近の論文¹⁵⁾において, 「損害額は, 損害論において判断すればよく, (いわば抽象的な)権利利益侵害だけから(その価値の賠償という形で)額が算定されるものではなく, また, 算定されるのは必ずしも適当でないのではないか。特に, 福島原発訴訟の裁判例においては……ランク付けに適さないため, 損害項目は残されることになったが, 原告の損害が項目ごとにばらばらになるときに, 包括的生活利益としての平穩生活権侵害を認め, その救済としての原状回復を強調し, 損害論と直結させることはどの程度有用なのか。損害額の検討は損害論で行うべきことであり, (権利利益侵害として)包括的利益侵害としての平穩生活権が侵害されたというだけで, 損害(額)が直ちに導出されるようなものではないのではないか」とする。確かに, 権利利益の包括性を言うだけで賠償額が直ちに導出されたり, 賠償額の増加に直結するものではない(損害評価という作業が介在する)。しかし, 福島原発事故で生じた被害の特質(その多様性と広範性, さらにまた, 様々な被害が相互に絡み合って被害者にのしかかっていること¹⁶⁾)からみて, 包括的な権利を観念することは, 多様な

13) 大塚・環境法研究 8号39頁。

14) 大塚・論究ジュリスト30号108頁。ただし, 大塚は, これを「広義の平穩生活権」と呼ぶこと自体は否定していない(環境法研究 8号45頁)。なお, 大塚は, このような「健康リスク型平穩生活権」を「滞在者」にも押し及ぼすが, この点は, 後述する。

15) 大塚直「不法行為法における権利論の展開と限界(序説)」岡本裕樹他編『民法学の継承と展開』(有斐閣, 2021年)704頁。

16) 早稲田大学のプロジェクトが実施した浪江町調査報告書は, 様々な被害項目について詳細な調査分析を行った上で, 「各被害項目はそれぞれ単体で作用しているのではなく, 相互に関連し影響を与え合うものとなっている」, 「被害に対する補償を考える際も, 安易に

被害とその相互の絡まりを取りこぼさないためには必要なのではないか¹⁷⁾。

なお、大塚が、「自主的避難者」（さらには「滞在者」）の被侵害権利・法益を平穏生活権としつつ、それは、「健康リスク型平穏生活権」＝「科学的に不適切とは言えない程度の社会的合理性を有する不安を基礎とする平穏生活権侵害」としている点には注意をすべきである。したがって、そこでの平穏生活権は、葬儀場が近隣にできて平穏な生活が乱されたといった、内心の静穏な感情といったものの侵害とは明確に区別されている。不安が問題になるとしても、それは健康に関する不安であり、しかも、「科学的に不適切とは言えない程度の社会的合理性を有する不安」なのである。

b) 「平穏生活権」概念について

本件事故において「(包括的)平穏生活権」を語る場合、従前の公害・環境訴訟等で語られてきた平穏生活権概念との関係を正確に押さえておく必

ㄨに被害を分類（カテゴライズ）し個別の被害の積み上げ方式で補償内容を算定することは適切とは思われず、被害は総体として、『あるがまま』に把握するアプローチを取ることが正しいと思われる」と述べている。これは、浪江町の政府指示による避難に関するものだが、「自主避難者」や「滞在者」を含め、このような特質は、多かれすくなかれ、今回の原発事故被害に共通するのではないか。

- 17) このような、「強制避難」の場合と「自主避難（と滞在者）」の場合で被侵害法益を区別する大塚説について、若林三奈は、「避難指示それ自体は、不法行為の起点ではなく、避難指示の有無で被侵害法益に差異があるかは疑問である」とし（「ふるさと喪失損害の意義」和田真一他編『現代市民社会における法の役割』（日本評論社、2020年）62頁注32）、また、長野史寛は、「派生的損害とされる場所の生活利益の侵害は、それ自体で独立の権利侵害と捉えるに足りる実質を備えており（したがって、別の権利の侵害が先行することを要せず、その侵害それ自体で不法行為が成立する）、かつ（原発事故の被災者のように）まさにその点に被害の核心がある場合がある」とする（長野・前掲（注8）435頁）。「自主的避難」とされるものも、事故と放射線被ばくへの恐れから強いられたものである。したがって、政府指示によるものであれ、「自主的避難」であれ、避難を強いられたことにより包括的な生活基盤から切り離され、避難にともなう様々な苦難を被ったのであるから、そこでの被侵害法益に差はないと考えるべきではないのか。

要がある。この点については、既に何度か触れてきたが¹⁸⁾、重要な点なので再論しておきたい。

これまでの平穏生活権ないし利益の侵害が問題となる事例は、2つの場合に大別できる。まず、生命・身体等の利益が危険にさらされる結果侵害される平穏生活である。騒音公害や廃棄物処分場ケースでは、激しい騒音にさらされることが健康被害につながったり、生活用水の水源が汚染されることは健康被害につながりうることから、問題となっている平穏生活は、生命・身体に結びついたものである。このような平穏生活権が侵害された場合、絶対権侵害の場合に準じて扱うべきとする学説も多い¹⁹⁾。

これに対し、平穏生活権概念には、主観的な利益を不法行為や場合によれば差止めによる保護の対象としてすくい上げてくるという機能が存在する。主観的な利益の要保護性を訴訟における検討の俎上に載せるための受け皿ともいべき機能（主観的利益の客観化機能）である。例えば、葬儀場による精神的不快感等は、従来の考え方では人格権侵害として保護対象とはなつてこなかったが、それが平穏生活権という受け皿によって、不法行為による保護法益たりうるかどうかの議論が可能になったのである。もちろん、このような種類の平穏生活権においては、身体に結びつきうる平穏生活権とは異なり、侵害行為の態様を含む利益衡量が不可欠である²⁰⁾。

以上のような2つの意味での平穏生活権侵害が本件事故でも見られるこ

18) 例えば、前掲（注4）拙著96頁等。

19) 淡路剛久「廃棄物処分場をめぐる裁判の動向」環境と公害31巻2号10、12頁は、「身体的人格権そのものではないが、身体的人格権と切り離された精神的人格権でもなく、いわば身体的人格権に直結した精神的人格権」としての平穏生活権が認められるようになってきていとし、この種の平穏生活権の侵害の中核は「身体権侵害のおそれ・不安・危惧それ自体」であるが、「単なる不安感や危惧感ではなく、生命、身体に対する侵害の危険が、一般通常人を基準として深刻な危機感や不安感となって精神的平穏や平穏な生活を侵害していると評価される場合には、人格権の一つとしての平穏生活権の侵害として差止請求権が生じ」、その場合、侵害行為の公共性等は「身体権に直結した平穏生活権との比較ではそれほど重要な位置を与えられてはいない」とする。

20) 平穏生活権について詳しくは、前掲（注9）拙著273頁以下参照。

とに疑いはない。特に、本件事故被害の重要なものとして、放射線被ばくについての不安があり、それは、健康被害に直結するという点で第1の意味での平穏生活権侵害であろう。しかし、淡路が主張し、集団訴訟の原告らが採用する「包括的平穏生活権」とは、このような狭義の平穏生活権にとどまるものではない。それは、「地域において平穏な日常生活をおくることができる生活利益そのもの」、「生存権、身体的・精神的人格権——そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる——および財産権を包摂した」「包括的生活利益」を被侵害権利・法益の内包と見る考え方である。

以上につき、長野史寛は、以下のような的確な整理を行っている²¹⁾。原発事故をめぐる議論における「包括的生活利益」と言われる権利は、「地域において平穏な日常生活をおくることができる生活利益そのもの」を、有形・無形の利益を問わず包括的に保護対象とする権利である。それは、「自らの生活のあり方に関する自己決定権の要素を含むが、それに尽きるものではなく、そのような自己決定によって定めた生活の本拠とそこにおける生活の諸条件から諸々の生活上の利益を享受できるという点にその核心がある。これは、従来『平穏生活権』として語られてきたものとは異なる。従来の平穏生活権は、例えば『身体権に接続する平穏生活権』と『その他の主観的利益の受け皿としての平穏生活権』といったように、大きく二つに分類されてきたが、そのいずれも、恐怖や不安感といった心理状態を保護の対象とする点で共通する。しかし、こうした権利では、原発事故によって避難を余儀なくされた被害者が避難先で日常生活を阻害されるといった、生活上の有形・無形の不利益を捉えることはできない。まさにこうした生活利益を包括的に保護の対象とすべきではないかという問題意識から誕生したのが、上述の『包括的平穏生活権』であり、その意味でここでは『質的な転換』が起きている。「我々の日々の生活上の諸利益が包括的に保護に値するとの理解には、憲法一三条や二五条の趣旨に照らしても

21) 長野・前掲（注8）433頁以下。

説得力がある。今後は、この意味での『平穏生活権』を、生命・身体・健康に対する権利に並ぶ独自の人格的権利として承認し、(従来言われてきた『居住権』などの概念も取り込みつつ)発展させていくのが適切と考えられる。この点、原発事故に関する裁判例のほとんどは、概ねこの意味での平穏生活権が権利として保護に値することを認めており、学説上もその理解が広く共有されつつある。これが権利論レベルでの最大の成果と目されるゆえんである」。

c) 「滞在者」の被侵害権利・法益と賠償のあり方

「滞在者」への賠償について、原賠審では、次のような議論がなされた。

- * 政府指示によらない避難者(「自主避難者」)や「滞在者」の賠償の問題が原賠審の議論の俎上に上ったのは、中間指針が決定された第13回(平23・8・5)だが、以後、第一次追補が決定される第18回(平23・12・6)まで議論され、第15回(平23・10・20)には、「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」代表や福島市長なども意見陳述している。「滞在者」について言えば、第14回(平23・9・21)で大塚直委員が、「避難しなかった方についても、合理的な不安を感じていらっしゃる方については基本的に同じように考えてよいと思っている」、「避難しなかった人と一定期間経過後に自主的に避難した人との間のバランスというのはどこかで考えなくてはいけないことで、片方だけを賠償して片方はしないというのは、実際はなかなか難しい」と発言している。これに対し、能見善久会長は、「私は、自主的に避難をされた人の賠償と、仮に残った人たちについても何らかの賠償をすべきだというときに、それぞれの賠償の中身は違ってくるんじゃないかという気がしています。不安という点で同じだというとなら方はもちろんあり得ると思うんですけども、残っておられる方は不安そのもの、一定の放射線をあびつつ生活するということの不安が続くということが賠償の対象だと思えますけれども、避難された方は放射線をあび続けるわけではないので、避難のきっかけは放射線に対する不安ですけれど

も、避難された後の損害は不安そのものの慰謝料かということ、ちょっと違うのかなと思います。むしろ、避難したことの一定の合理性があるという前提ですが、増加する生活費などが賠償が中心になるのではないかと個人的には思います」として、損害項目の違いに言及しつつも、「滞在者」の賠償自体には肯定的な考え方を示している。

さらに、第16回（平23・11・10）で、能見会長は、「前回の審査会で、福島市長や自主的な避難をされている方々のお話を伺いました。いろんな問題点等が浮き彫りになってきましたけれども、その中の1つの大きな問題としては、自主的な避難をされている方々に対する賠償の可能性とともに、そこに残っておられる方々についての問題も、あわせて解決することが重要であるということでございます」、「賠償の構造として、自主的な避難の方の声が今まで大きかったので、そちらにある意味で引きずられているところがあるんですけども、残る方と避難される方に対する賠償の構造というか、仕組みはおそらく同じで、仮に放射線量の一定の不安ということで言いますと、その地域においてはそういう放射線に対する一定の不安があって、ある人はそれを理由に自主避難された。自主避難された方は、避難されたところで生活費等の増加があって、そういうものに対する賠償というものを求めておられるし、そういうものを賠償すればいいだろう。同じ地域に住んでいる方は、同じ放射線量に対する不安があり、しかし、その人たちはそのままそこに生活を続ける。そういう意味で、同じ不安が継続されているということで、そちらのほうは慰謝料が中心になると思いますけれども、一定の慰謝料というものが認められるのではないか」と述べている。

そして、第17回（平23・11・25）では、「ここに一度、いつだったか、現地から自主避難している人とか、福島の市長なんかにおいでいただいた話を聞いても、あんまりそこに差をつけると、逆に、社会的な混乱が起こるのではないかという気もしますので、私は、結論は、あまりそこは、ある種の根拠は要ると思いますけれども、丸めて同じにさせていただきたいなと思います」という田中俊一委員や、「自主避難と滞在者というのは明確に区別することが非常に難しくなってくる。そういうことを考えれば、も

うある一定の範囲内について網かけをしまして、わかりやすい何らかの一定の基準にしたほうがいいのかと思っています」という米倉義晴委員の発言をも受け、「基本的な考え方としては、ここで考える包括慰謝料の金額そのものは、これらの要素を考慮した上で——順番はまた再度考えたいと思いますが、両方とも、自主避難も滞在者も同額にするという考え方で基本的にいこうということが改めて確認されたということでよろしいでしょうか」と議論をまとめている。そして、それを前提に、第18回において、追補の額が決定された。

以上のように、原陪審では「滞在者」の被害についての突っ込んだ議論が十分なされたとは必ずしも言えず、「自主避難者」とのバランスを重視して同額の慰謝料基準が出されてはいるが、「一定の放射線をあびつつ生活するということの不安が続く」、「同じ地域に住んでいる方は、同じ放射線量に対する不安があり、しかし、その人たちはそのままそこに生活を続ける。そういう意味で、同じ不安が継続されている」（いずれも能見会長発言）などとして、「滞在者」にも放射線被ばくに対する（「自主避難者」と同じ）不安を起点に様々な不利益・被害が生じていることが確認されている。

そして以上の結果、中間指針第一次追補は、放射線被曝への恐怖や不安により「自主的避難」を行った場合における、①生活費の増加費用、②正常な日常生活の維持・継続が相当程度疎外されたために生じた精神的苦痛、③避難及び帰宅に要した移動費用の賠償を認め、あわせて、放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら滞在を続けた場合の、①放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、②放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分の賠償を認め、しかも、両者を同額として算定するのが「公平かつ合理的」とした。

それでは、その後の集団訴訟において、どのような主張がされてきたのか。「滞在者」が原告の多くを占める生業訴訟において、当初原告は、被侵害権利・法益を、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」（「身体権に接続した平穏生活権」）が原状回復請求と損害賠償（慰謝料）請求の共通の被侵害法益とされた。この「身体権に接続した平穏生活権」という考え方は、「滞在者」の権利・法益としてのみ位置付けられたものではなく、避難者（政府指示避難と区域外避難の両方）を含む全原告の権利・法益とされているが、全原告の約7割に及ぶ「滞在者」の被害や実感を反映したものではないかと思われる。

この主張はその後、慰謝料請求における被侵害権利・法益は、「生命・身体に直結した平穏生活権」のみにとどまらず、より広い生活領域における生活破壊を含むものとして考えるべきという整理（修正）が行われた。しかし、一審判決（福島地判平29・10・10判時2356・3）はこの整理を受けとめきれず、被侵害法益について、「人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである」とした上で、「放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穏生活権侵害となるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである」として、騒音公害といった通常の公害被害との（ある意味で安易な）対比を行った上で、「受忍限度」判断を行っている。

そこで一審原告らは、控訴審において、「原判決は賠償額の認定に当た

り、一審原告らの被った被害が被ばくによる健康影響等の『不安等の精神的苦痛』に限定されるかのような表面的な被害把握に留まり、一審原告らが実際に被った『生活上の多様な利益の毀損』という被害事実を証拠に基づいて認定することを欠落させている」との批判を行った(生業訴訟一審原告控訴理由書66頁以下)。ただし、このような被侵害権利・法益の修正にもかかわらず、原告全員に一律月5万円の慰謝料と、帰還困難区域からの避難者の一部原告について、「生存と人格の基盤」の価値を失ったことによる「ふるさと喪失慰謝料」として2000万円の慰謝料という請求を変更しなかったため、「身体権に接続した平穏生活権」と「生存と人格の基盤」あるいは「ふるさと喪失」の関係がやや不透明となった。しかし控訴審は、原告の主張には「若干分かりづらい面があることは否めないものの、主張それ自体が不合理であると失当であるとかいうことはできない」とした上で、「滞在者」を含む原告らの被侵害法益を(原告の請求における慰謝料の項目にこだわらず、「ふるさと喪失慰謝料」を独自に主張していない原告についても)「生存と人格形成の基盤」とし、その侵害に対する慰謝料算定を行うとした(仙台高判令2・9・30判時2484・185)。

本件ではどうか。いわき市民訴訟でも、一審段階では、原告により「身体権に接続した平穏生活権」が主張された。これは、放射線被ばくによる健康への「不安」が被害の中心であることからくるものである。これに加えて、精神的人格権の侵害も主張された。そして、それらは、避難者の権利・法益とは区別されたものとして位置付けられていたように思われる(避難者の場合は、生活基盤から切り離されたことによる生活基盤利益の剥奪=包括的生活利益としての平穏生活権)²²⁾。

学説ではどうか。この点、大塚は、「(自主避難者)を含めて)健康リスク型平穏生活権侵害」ととらえる。筆者も、かつては、「滞在者」の被侵害権

22) ただし、いわき市民訴訟でも、控訴段階では、被侵害権利・法益として、「包括的生活利益としての平穏生活権」を主張するようになっている(いわき市民訴訟一審原告控訴理由補充書参照)。

利・法益を、「身体や健康に直結した平穏生活権」としていた。すなわち、2015年の論稿²³⁾で、次のように述べた。

「滞在者」の被侵害権利・法益を考える上では、平穏生活権という概念が有用である。平穏生活権は様々な場面で主張されているが、本件で問題となっている不安を平穏生活権で受け止めるとすれば、それは、「身体や健康に直結した平穏生活権」と位置づけるべきである。なぜなら、放射線被ばくによる不安は健康被害への不安であり、また、そのような不安には客観的根拠があるからである。あるいは、本件で住民らが侵害された権利・法益は、単なる平穏な生活に関するものだけではなく、人々の生存諸条件への侵害と見ることもできる。そして、本件事故における特質の中では、避難した者もとどまった者も、ともに「平穏生活権」（ないしは生存にかかわる権利）が侵害されたものとしてとらえ、それに見合った補償を与えることが可能となるのではないか。

しかし、現時点では、以下の理由から、「滞在者」についても（避難者と同様に）包括的な平穏生活権と見るべきではないかと考えている。まず、同様の事故による被害救済において、避難者（さらには「強制避難」と「自主避難」）と「滞在者」が被った被害を異なる権利・法益侵害と見ることは不自然である。また、「滞在者」においても生じた被害は多様であり、同時に、それらは関連し絡み合いながら深刻な損害をもたらしている（その点では、避難者も同じ）のであり、包括的・総体的な把握をすべきである。いわき市民訴訟において原告が主張する被害事実は、放射能汚染、被ばくりスクの不安、行動規制・抑制、環境悪化と地域力の低下など多様であり、これらが総体として滞在者に損害をもたらしているのだとすれば、それらを包括的に総体として把握することが必要である。特に、避難者において問題となっている「ふるさと喪失・変容」損害などと呼ばれている地

23) 拙稿「『自主的避難者（区域外避難者）』と『滞在者』の損害」淡路他編『福島原発事故賠償の研究』（日本評論社、2015年）224頁以下。

域生活利益の侵害(剥奪・損傷)は滞在者にも程度の差はあれ生じている。だとすれば、そこでの被侵害権利・法益は、「身体権に接続した平穩生活権」や「精神的人格権」に限定するのではなく、「包括的生活利益としての平穩生活権」として理解すべきではないか。

それでは、「滞在者」の場合(避難によって生活基盤から引きはがされた避難者と異なり)、これらの包括的な権利・法益侵害は、どのようなメカニズムで生じるのだろうか。この点、いわき市民訴訟一審原告控訴理由補充書が適切な整理をしているので、それを紹介したい。

「本件において生じている被害の構造は、多様かつ複雑である。その内容と発現の機序(被害の構造)は、以下のように整理できる。

- (1) 放射能汚染：根本に生じたのは、いわき市の全域に及ぶ放射能汚染である。
- (2) 被ばくりスクへの不安：このような地域全域の高レベルの放射能汚染は、必然的に、地域に居住する住民らに、長期にわたって一定の放射線被ばくをもたらすことになる。原告ら住民は、この長期的な被ばくがもたらす生命・健康リスクに対して、強い不安を抱えざるを得ない。
- (3) 行動規制・抑制：被ばくりスクに対する強い不安は、それ自体が住民に精神的な苦痛を与えているが、そうした被害のみならず、住民らはそのようなリスク不安の故に、日常生活における様々な場面で、自由な行動の不本意な自己規制(抑制)をせざるを得なくなった。このような予防的行動規制は、住民らに様々な場面において、強いストレスとともに、日常生活・活動の著しい阻害をもたらし、日常生活上の生活利益を侵害し、有形無形の損害を与えることになる。
- (4) 地域が受けた影響——環境の悪化と地域力の低下：以上のような被ばくり不安とこれによる予防的行動規制によっていわき市という地域全体が大きな影響と変容を受けざるを得ない。これらの多様な事態は、相互に関連し、影響し合って重層的な被害となり、地域における生活の質の低下、あるいは「地域力の低下」とも言い得る、地域生活の毀損による包括的な有

形無形の影響と変容を地域全体にもたらした。このような地域力の低下をはじめとする地域に対する深刻な影響は、当然、当該地域に居住する住民らに対する、重大な被害を招来することになるのである。」

このようなメカニズムを通じて、「滞在者」の「包括的生活利益としての平穩生活権」が侵害されたと見るべきではないか。したがって、「滞在者」の被害を一審判決のように「健康に対するリスク」ないしその不安としてのみ見ることや、大塚のように（かつ、従前の私見のように）、「健康リスク型平穩生活権」や「身体権に接続した平穩生活権」としてのみとらえることは、被害の実相から見て狭すぎる。ただし、同質の権利・法益が侵害されてはいるが、そこに、重点ないしバリエーションやグラデーションの違いがある。また、時期による変化もある。この点では、淡路がいわき市民訴訟の一審において提出した意見書が、以下のような、的確な整理を行っている。

- (1) 本件事故直後から数週間後の3月末ないし4月22日頃までの時期：いわき市民は、放射能汚染へのばく露により身体的侵襲（外部被ばく、内部被ばく）を被り、相次ぐ爆発の後もさらに爆発が起こり生命身体が危険にさらされるのではないかと、との死傷の恐怖とパニック状態で避難し、あるいは自宅への退避（閉じこもり）をして過ごした。このようにして引き起こされた死傷の恐怖感は、切迫し即時的な、身体権に接続した精神的平穩生活権の侵害といえる（この意味では、表現として、身体権に「直結」した精神的平穩生活権の侵害と呼ぶこともできよう）。
- (2) 本件事故発生数週間後からおおよそ2年後までの時期：放射能汚染の状況や政府の対応と情報の提供などにより、多くの被災者が帰還するようになったが、帰還者にせよ滞在者にせよ、汚染の継続による外部被ばくと食料や水などを通じた内部被ばくにより、健康被害を受けるのではないかと、の深刻な危惧感を持ち続け、また、被ばくを避け、安全と思われる食料や水を確保し、できる限り家屋の外に出ないようにするなど日常生活・活動の著しい阻害により、身体権に接続した平穩生活権を中心とした精神的人

格権（精神的平穩生活権）の侵害を被ったといえる。

- (3) 本件事故の発生 2 年後頃から現在（口頭弁論終結時）まで：汚染濃度の低下、情報の提供などにより、生命、身体に対する直接的影響の危惧感は一時的に小さくなるが、将来に向けての不安感は継続し（特に子どもについての不安感は大い）、忘れたいという気持ちや精神的苦痛を公にできない継続的ストレス、被害実態や対応をめぐる地域社会や家族の分断、地域力の低下と地域生活の質の悪化、自家野菜生産や野草・キノコ採り等楽しみの喪失など、精神的格権の侵害の原因が広がり、増大し、ストレスとして蓄積していくことも少なくない。

ここで淡路は、被侵害権利・法益として、「身体権に直結した精神的平穩生活権」「身体権に接続した平穩生活権」「精神的格権」を挙げているが、淡路は、本件における被侵害権利・法益を「包括的生活利益としての平穩生活権」とする主張をしていることから、これらの権利は、包括的平穩生活権に含まれる格権ないしその重点の置き方の推移と見るべきであろう。

本件における原告＝「滞在者」の被侵害権利・法益をこのようにとらえるとして、次の問題は、放射線への不安の中で滞在し生活が続けることが、賠償に値する損害を発生させていると言えるかどうか、どのような内容と程度の「不安」があった場合に、権利・法益侵害ありと認めうるかである。この点について、かつて、以下のように述べたことがある²⁴⁾。

基本的には「区域外避難」について述べたことがあてはまるのではない。事故直後について言えば、この時期に「滞在者」が被った様々な困難に関して賠償（とりわけ混乱の中での恐怖や不安、肉体的・精神的ストレスに対する慰謝料）が認められるべきことについて異論はない。中間指針追補も一定の範囲の「滞在者」に「自主避難者」と同額の慰謝料を認めている。……初期段階以降の慰謝料について見れば、初期の混乱期以後において、権利・

24) 前掲（注23）拙稿225頁以下。

法益の侵害がなお（いつまで）継続しているのかが問題となる。これについても、「区域外避難」の合理性・相当性判断に関して述べたのと同様のこと²⁵⁾が当てはまる。すなわち、住民の「不安」が合理性・相当性を持つかどうか問題となるが、通常人・一般人が危険だと感じることには「社会的」合理性・相当性があると考えべきであり、そこでの判断基準はあくまで（科学的知見そのものではなく）一般人・平均人が持つ放射線被ばくというリスクに対する認識である。また、そこでは「予防原則」を踏まえた判断を行うべきである。

この点をさらに敷衍するならば、まず、「自主避難」（をしたこと、あるいは続けていること）が相当だと判断される場合には、「滞在者」に権利・法益の侵害が認められよう。なぜなら、避難が相当と認められる状況で（滞在しつつ）生活し、様々な不利益を被っているのだから、そこで生じた被害は法的保護に値すると考えられるからである。原賠審では、前述のように、「自主避難者」と「滞在者」には「同じ放射線量に対する不安」があり「同じ不安が継続されている」として、「自主避難」についてはその相当性を認め、「滞在者」にも慰謝料を認めている。多くの「滞在者」が原告となった生業訴訟で仙台高裁は、「自主的避難等対象区域」の原告につき、子供・妊婦は、「自主的に避難するのも無理はない状況に追い込まれた点につき」15万円＋「避難生活の継続を余儀なくされたこと」（避難の有無を問わない）について月3万円×12か月、それ以外のものは、自主的に避難することが合理的と言える程度の恐怖・不安を覚えた点につき）5万

25) このように、「滞在者」の権利・法益が侵害されたかどうかの判断においては、「自主避難」の相当性における判断要素と同様のことが問題になるが、そのことは、「滞在者」の権利・法益侵害が「自主避難」の相当性が認められる期間に限定されるということの意味しない。また、権利・法益侵害が認められた場合の賠償される損害項目と額が（原賠審中間指針第一次追補のように）同じということも意味しない。「自主的」にせよ避難した場合に生じた損害と不安と不便を感じながら元の住居地で暮らしていた場合の損害が異なるのは当然であり、また、項目によっては後者が前者を上回ることもありうる。ここでは、あくまで、「滞在者」の権利・法益侵害の有無の判断において考慮される要素に一定の共通性があることを指摘している。

円+「避難生活の継続を余儀なくされたこと」(避難の有無を問わない)について月1万円×12か月を認めた。判決は、この地域の旧居住者が受けた被害について次のように言う。

「自主的避難等対象区域においては……避難が強制ないし要請されたものではなく、いずれも福島第一原発から30km圏外であったことなどから、実質的に避難を余儀なくされたとまでいうことはできない。……しかしながら……低線量被曝に関する知見等……原告らの旧居住地ないし居住地の状況……未曾有の事故である本件事故の発生当初に、福島第一原発の状況が安定しておらず、今後どのようにその被害が拡大するか不明で、自ら置かれていた状況について十分な情報がない状況下であって、自主的避難等対象区域旧住民が、放射線被曝に対する恐怖や不安を感じ、これらの恐怖・不安から一時的に自主的に避難を選択することには合理性が認められるというべきである。」

さらに同判決は、東電の、科学的知見に基づけば、空間線量が20mSv/yの被ばくの健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分低い水準にあるので、低線量被ばくの健康リスクの有無が広く周知されるようになって以後、法的に保護された権利利益の侵害はないという主張に対し、次のように言う。

「東電の指摘する低線量被曝の健康リスクに係る知見は……たまたま原子力発電所の事故の影響を受ける周辺地域に住んでいる一住民が本件事故前に知っていてしかるべき知見ではなく、さりとて、本件事故後に、様々なバイアスがかかった情報が飛び交う状況で、原子力発電所は安全であると喧伝してきた一審被告東電や電力会社の情報や、同じく原子力発電所の安全性を担保し適切に監督してきたはずの一審被告国が主導した情報等が公表されたとしても、未曾有の事故に巻き込まれた状況で何を信用して良いか分からない心境にあったと推察される大多数の一審原告らにおいて、それらの情報の中から冷静に低線量被曝に係る正確な情報を取捨選択してこれを的確に把握す

ることは、少なくとも本件事故の相当の期間は困難を極める状況であったと優に認めることができる。」「低線量被曝の健康リスクの有無が広く周知され、自主的避難等対象区域旧居住者らが自らの置かれている状況が認識し得る状況に至るには、本件事故から最低でも1年は必要であったというべきである」。

このように述べて判決は、事故後12か月に關して、「自主的避難等対象区域」の原告に、避難の有無を問わずに、権利・法益侵害を肯定し、慰謝料を認めたわけである。

さらに、福島県の「中通り」6市町村（「自主的避難等対象地域」）の住民らが慰謝料を請求した中通り訴訟において福島地判令2・2・19LEX/DB25571290は、「被ばくに対する恐怖や不安が解消されるためには、現在の放射線量が健康に被害が及ぶ程度ではないという情報が提供されることが必要なことはもちろん、一旦生じた恐怖や不安を解消するのに相応しい社会情勢の変化と時間の経過が必要であり、また、これ以上放射性物質が拡散することはないであろうという安心が形成される必要もある」として、平成23年12月31日まで（妊婦及び子供の場合は平成24年8月ころまで）の避難ないし避難の継続性には「相当性」があるとした。同控訴審である仙台高判令3・1・26LEX/DB25571290も平成23年末までの避難を相当性としている。

「区域外避難者」が中心の首都圏訴訟判決（東京地判平30・3・16LEX/DB25564614）は、「本件区域外原告らとその時点での放射性物質の汚染や本件事故の進展による将来的な放射性物質の汚染の拡大による健康への侵害の危険が一定程度あると判断した上で、その判断を踏まえ、避難開始による得失と避難しないことによる得失の両者を勘案し、避難開始をすとした判断は、本件区域外原告らの本件事故時住所地における居住地の選択についての判断として、合理的なものである」として、全員の避難開始判断の合理性を肯定した。ただし、避難継続の合理性については、「原則として、

平成23年12月……を超えては合理的であるとまでは認めることができない」とする(18歳未満の子供と妊婦については平成24年8月まで)。

これらが、事故後、短い期間しか避難の相当性を認めなかったのに対し、基準を示し、比較的長い期間について相当性を認めたのが、「区域外避難者」が原告の多くを占める京都訴訟判決(京都地判平30・3・15判時2375=2376・14)である。判決は、以下のような基準を示した。

- ア. 本件事故時、中間指針が定める避難指示等対象区域に居住していた者が避難した場合。
- イ. 本件事故時、中間指針追補の定める自主的避難等対象区域に居住しており、かつ、以下の(ア)又は(イ)のいずれかの条件を満たす場合。
 - (ア) 平成24年4月1日までに避難したこと。ただし、妊婦又は子どもを伴わない場合には、避難時期を別途考慮する。
 - (イ) 本件事故時、同居していた妊婦又は子どもが上記(ア)本文の条件を満たしており、当該妊婦又は子どもの避難から2年以内に、その妊婦又は子どもと同居するため、その妊婦の配偶者又はその子どもの両親が避難したこと。

このように、京都訴訟判決は、平成24年4月1日(約1年後)までの避難を相当なものとし(その根拠は、平成23年12月の「収束宣言」、24年4月の区域再編等)、それらのものについては、概ね避難から2年まで(したがって、計算上は、最大、事故から3年)の避難継続の相当性を肯定したのである。

これらと比べて、本件第一審の認めた期間(事故直後の2か月に加えて平成23年9月末まで)は、いかにも短すぎる。「自主避難」の相当性がいつまで認められるか、各判決が定めた期間が適切かどうかについては強い疑問も残るが、「滞在者」の被害との関係では、少なくとも、「自主避難」の相当性が認められる期間は、避難が相当とされる状況で生活を余儀なくされているのであるから、原賠審の議論にあったように、「同じ不安」の中で暮らしているものとして、権利・法益侵害を認めるべきである。

しかし、ひるがえって、かりに「自主的避難」の相当性が打ち切られたとして、それ以降は「滞在者」には権利・法益の侵害がないのかと云えば、そう考えるべきではない。そこでは、どのような被害が生じているかを具体的に見た判断が必要である。いわき市民訴訟一審原告の控訴理由補充書によれば、いわき市民訴訟の原告に生じたとされる被害は、以下のようなものだとされる。

- (1) 第1期：本件事故直後から数週間後である3月末ないし4月22日頃までの時期においては、まさに「死の恐怖」と表現されるような、身体・生命に直結した平穩生活権の侵害が生じた。原告らは、放射線被ばくによる身体的侵襲を被るのではないかという強い不安、さらには第一原発における原子炉の相次ぐ爆発を目の当たりにして、さらなる致命的な事態が生じるのではないかという恐怖感を抱き、パニック状態で避難し、あるいは自宅への待避をして過ごした。これらの深刻な恐怖感と混乱、パニック心理という状況は、原告らに極めて重大な精神的苦痛を与え、その後に至ってもPTSDやストレス障害などの被害を遷延させた場合もあり得る。
- (2) 第2期：事故発生後数週間からおよそ2年後までの時期は、第1期に引き続き、放射線被ばくによる健康被害について深刻な危惧感を抱きながら生活するという、生命身体に接続する平穩生活権侵害が継続している。さらに、そのような被ばくによる健康被害の危険を避けるために、地域全体で、様々な場面において、顕著な予防的行動規制、行動抑制がなされるに至った。そうした状況は、日常生活・活動の著しい阻害を生じ、日常生活上の生活利益の侵害をもたらした。外出を避ける、洗濯物を外に干さない、夏でも長袖を着用する、あるいはペットボトルによる飲料水の確保、生鮮食品の購入にあたっての産地の選択、学校生活においてはプールや外遊びの禁止など、生活の基本的かつ重要な部分や場面において、強い行動規制・抑制が続いていた。
- (3) 第3期：本件事故の発生2年後の時期以降には、第1期、第2期のような生命身体に対する影響の強い危惧感は徐々に低下していったが、そうした不安感や危惧感がなくなる訳ではなく、引き続き、将来に向けての長期

的な不安感は継続した。そして、むしろそうした不安感の長期化・固定化という状況が続くことで、予防的行動規制が固定的に常態化し、地域全体に様々な影響が現れていったことが特徴である。不安感の継続は、同時に「被ばくによる影響やリスクを忘れたい」という心理を生んだ。そのようにして住民らは、胸の内にある不安やストレスを口に出して表明することを避けることが、暗黙の心理になった。その一方では、被ばくによる被害実態の受け止め方や、これに対する対応のあり方を巡って、地域、職場や家族間において対立や軋轢を生じ、地域の分断というべき事態がもたらされた。また、広範な被害の発生という事実が広く喧伝されることにより、地域に対する社会的評価がさらに低下するという悪循環というべき事態により、人々は、一層被害の事実を言葉に出来なくなるという自粛的な心理に陥った。これらの多様な事態は、相互に関連し合って重層的な影響を及ぼし、そのような中で、被ばく不安が住民にもたらした行動・活動の規制・抑制は、地域の分断とともに、「地域力の低下」、生活の質の低下という、地域全体に対する長期的な影響をもたらした。すなわち地域生活の毀損である。例えば、自家用菜園、山菜や茸採りなどの自粛は、自然の恩恵を享受する自由の制約であるとともに経済的な損失であり、さらには住民相互の贈答による親交を妨げ、地域の精神的・経済的な相互扶助の機能を低下させた。また、日常生活・行動における様々な自己規制などの被害を表明できないというストレスと、住民相互の対立・軋轢は、住民の結びつき、助け合いの力（共助の機能）を弱めて、まさに地域の分断と地域力の低下を一層深化させた。

このような被害実態が認められるならば、少なくとも第2期終りまで、場合によれば第3期の一定の時期までは、「滞在者」の権利・法益侵害（「包括的生活利益としての平穏生活権」とりわけ「精神的人格権としての平穏生活権」）が認められるのではないか。なお、原告らが挙げる被害事実はそれらを個別に切り離すのではなく、また、原告ごとに区別するのではなく、全体として絡まり合って、総体としての地域生活利益がどのように侵害され低下しているかを示す指標として、総合的かつ包括的に見るべきで

ある。この点で、以下の判決の指摘が参考になる。

* 小高に生きる訴訟一審判決（東京高判平30・2・7 LEX/DB25549758）は、「従前属していた本件包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益を侵害されたものと解することが相当である。ここで本件包括生活基盤に関する利益は、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると解されるとする」としている。また、同判決は、「包括生活基盤に関する利益が、一つ一つの基盤から享受する利益の総和だけではなく、それら基盤が有機的に結合して形作られていることによる利益も含む」として、個々の法益に分解できない「包括生活基盤」利益の特質を指摘し、このことから、「利益の一つ一つそれぞれを分割し、単独で捉えたとき……原告ら各人全員において法律上保護に値するとまで評価することはできないものがあるとしても、それぞれの客観的環境等の変容状況は、全体として同原告らが従前属していた生活基盤がどのように変容したかを評価するために、本件包括生活基盤に関する利益の侵害の程度を判断する一事情として考慮することが相当である」とした。

** 生業訴訟控訴審判決は、本件事故により侵害された事柄として、基本的な社会インフラ、生活の糧を取得する手段、家庭・地域コミュニティを育む物理的・社会的諸要素、周囲の環境・自然、帰るべき地・心の拠り所となる地・思い出の地等としての「ふるさと」、その他（避難・移住・生活再建等のために支出した諸々の経済的な負担、被曝者・被災者としてのレッテル・いじめ等、被曝により将来的に健康被害が生じるのではないかという恐怖ないし不安）といった多様な要素をあげ、本件事故により侵害された要素は「必ずしもそれぞれが独立しているものではなく、互いに重なり合ったり、関連したりして、有機的に一体の事柄を形成している関係にもある」とした。

*** 山木屋訴訟一審判決（福島地いわき支判令3・2・9 LEX/DB25569539）も、「ふるさと喪失」損害に関してではあるが、「『故郷』の内容を、生活基盤を構成する各要素が有機的に統合される一つの地域生活利益と捉える

場合、それが享受したくてもできなくなったという状態を一括りのものとして評価すべきであって、その生活基盤又は地域生活利益を構成する各要素を一つずつ取り上げてそれぞれの要素と原告らとの個別的関わりの有無、程度等を決定する必要はない」としている。

(2) 福島原発事故賠償における「受忍限度論」について

a) 山本意見書について

被告である東電や国は、各地の訴訟において、大阪空港訴訟などの公害事例を挙げて、本件でも同様の「受忍限度」判断がなされるべきことを主張している。例えば、生業訴訟の東電上告受理申立理由において、以下のような主張が行われている²⁶⁾。

権利又は法律上保護される利益が「侵害」されたか否かについて原判決は、「社会にとって公共性ないし公益上の必要性がある施設等の正常な運用・供用等による侵害行為が生じているという場合ではない」ことを理由に受忍限度論の判断枠組みを用いて判断することを否定し、権利又は法律上保護される利益に対する違法な「侵害」について詳細な検討もしないまま、損害の有無及び額を認定している。平穏生活利益に対する侵害の成否について、従来の判例・裁判実務においては受忍限度論を適用して判断しており、受忍限度論の適用は「社会にとって公共性ないし公益上の必要性がある施設等の正常な運用・供用等による侵害行為」の場合に限定されるものではない。とりわけ、避難の指示や要請を伴わずごく一部の者が自主的に避難したにとどまる自主的避難等対象区域等の区域については、法律上保護される利益に対する「侵害」の成否が特に問題となるのであって、本件事故と避難(に伴う精神的苦痛等の損害)との間に相当因果関係が認められるか否か以前に、当該区域に居住していた者各人の権利・利益が本件事故によって(違法

26) 生業訴訟と愛媛訴訟において最高裁第2小法廷は、(後に追記するように)このような主張を含めて、東電の上告を認めない決定をした(2022年3月2, 30日)。その意味で、訴訟上は決着済みともいえるが、理論的には重要な点を含むので、以下、これを取り上げて検討する。

な)「侵害」を受けたか否かについて、受忍限度論の適用による検討がされなければならないが、原判決は、そのような検討なしに権利・利益の「侵害」を認めているものである。

いわき市民訴訟一審での東電最終準備書面でも、以下のような主張が行われた。

「生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない騒音被害のように、身体的被害に至らない生活妨害が生じたにとどまる事案においては、法律上保護される利益に対する侵害としての平穏生活利益侵害が認められるには、侵害が『社会通念上受忍すべき限度を超えた』ものであるというのが確立した判例である。」「受忍限度の判断要素として判例が示す具体的な要素については、事案によって区々であるものの、大枠においては被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を検討し、これらを総合的に考慮することにより受忍限度を超えるか否かの判断を行っているといえる。このような判断枠組みに照らせば、本件事故との関係においても、健康影響を生じない微量の放射性物質が居住地に飛来したことによる空間放射線量の高まりや情報の不足、情報に対する受け止め方の差異から『不安』が生じたとしても、それにより直ちに平穏生活利益に対する侵害が認められるものではなく、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を総合的に考察して、その『不安』が一般社会生活上受忍すべき限度を超える場合にはじめて法律上保護される利益に対する侵害が認められるといえる。」

以上のうち、生業訴訟における東電の上告受理申立理由には、上記の点に関わり、本件では「相関的権利」が問題となっており、そこでは「受忍限度論」を採用すべきとする山本敬三の意見書が、上記申立理由を理論的に基礎づけるものとして援用されている（東電上告受理申立理由書（令3・2・8）19頁参照）。また、いわき市民訴訟でも山本意見書が提出されている。そこで、以下では、山本意見書の検討を通じて²⁷⁾、本件において、こ

27) 山本の権利論、それに基づく不法行為要件論は学界においても注目すべきものとされ、

れまでの公害事例におけるような「受忍限度論」を適用することが適切な
のかどうかを考えてみよう。この点は、「滞在者」のみならず避難者につ
いても問題となるが、権利・法益侵害が認められるかどうか重要な争点
となる「滞在者」に関して、より重要な意味を持つ。

山本意見書によれば、民法709条は、「権利（又は法律上保護される利益）」
と認められるものが侵害された場合に限って責任が認められることとする
とともに、「故意又は過失」を要件とすることにより、各人が十分に注意
し、正当な方法を用いて行為をしていれば責任を負う必要がないこととし
て、「権利」の保護と「自由」の保障の調整をはかったが、民法典が制定
されてから後、社会の変動に応じて、不法行為法は大きく変化し、「権利
又は法律上保護される利益」として認められるものの範囲が広がった。
「権利」として認められるものの典型は、物の所有権をはじめとした物権
及びそれに準じる財産権と生命・身体への権利（身体的人格権）である。
これらは、物や生命・身体の評価ないし利益を支配する権利（支配権的権
利）であり、排他的な帰属が認められる権利である。これに対して、対象
の範囲が明確に画定していないために、対象となるものの評価ないし利益
の支配や排他的な帰属を認めることが難しく、他の権利との相関において
外延が画される権利（「相関的権利」）が「権利又は法律上保護される利益」
として認められるようになっている。

この整理、特に、不法行為における保護法益の広がり、そして、そのよ
うにして広がった法益については、賠償を認めるかどうかにつき、侵害行
為の態様を含む総合的な判断が必要な場合があるということは、学界にお
いて共通の理解となっており、筆者としても特段の異論はない²⁸⁾。ただ

↘筆者も、その意義を否定するものではない。問題は、その理論枠組みが本件事故被害の賠
償問題に当てはまるのかどうかであり、したがって、本稿では、山本理論の学理的な視点
からの検討・評価ではなく、本件事故被害の特質を踏まえた場合、山本理論を本件に適用
することが適切なかどうかという視点に限定して、検討を加えることにする。

28) 筆者のこの問題での考え方については前掲（注9）拙著181頁以下、242頁以下、拙著
『不法行為法（第5版）』（有斐閣、2017年）41頁以下等参照。なお、筆者は、このよう

し、ここで山本が、「支配的権利」と「相関的権利」に権利を二分化していることについて、潮見佳男が、「権利のなかには、私的自治・自己決定の保障につながる選択権・決定権を中核とする権利（このなかにも、精神的自由に関係する選択権・決定権もあれば、経済的自由に関係する選択権・決定権もある）もあれば、人身の自由の保護・不可侵を中核とする権利や、人格的生存の保障を中核とする権利、また、私有財産制・財産権の保障につながる財産的価値の帰属・支配（このなかには、所有権のように、権利主体への排他的な支配・帰属が認められているものもある）を中核とする権利などもある。これらを一義的にどれかの枠に押し込めるのは、適切と思われない」として権利の多様性を指摘している²⁹⁾ことには留意したい。山本が「支配的権利」と「相関的権利」の二分論に立つことが、多様な被害を含む本件事故における被侵害権利を（後述するように）「相関的権利」であると断じてしまったことにつながっている可能性はある。

それでは、山本が言う「相関的権利」とは何か。同意見書は、「相関的権利」の類型として、以下のようなものを挙げる。例えば、財産権の中でも、営業権のように、他者（顧客や競業者など）との関係で認められる権利（関係的財産権）、情報や環境のように、本来は公共財としての性格を持つものを私財に転化するというタイプの権利（公共的財産権）。これらは（山本によれば）、権利者に認められることの範囲が、他者がなしうることの確定によって画されるという関係に立つ。さらに、人格権の中でも、個人としての精神のあり方に関わるもの（精神的人格権）、例えば信条の自由や信教の自由等は、他者の行動の自由との相関において認められるものであり、「相関的権利」としての性格を持つ。さらに、社会との関係における自己のあり方（自己をどのように表出し、あるいは表出しないか）に関わるも

↘な総合的判断を行う不法行為要件上の枠組みとして違法性概念の維持を主張するのに対し、山本は違法性概念をとらないが、この点は、本件の以下の検討には差をもたらしなないと思われるので、ここでは立ち入らない。

29) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ（第2版）』（信山社、2009年）11頁。

の(社会的人格権)、例えば氏名・肖像・パブリシティ、名誉・信用、プライバシー等も、同様に「相関的権利」としての性格を持つ。

そして山本は、「相関的権利」に関して問題となるのは、被害者の権利としてどこまでのことが認められ、他人(加害者)がなしうることとして認められるのはどこまでかということをどのようにして判断するかであるが、従来の最高裁判例によると、そのような判断枠組みとして、「相関的権利」の中でも特に環境に関する権利と精神的人格権及び社会的人格権の多くについて採用されているのは、「受忍限度論」であり³⁰⁾、そこでは、被害者側の権利保護の必要性に加えて、「加害者側の活動の相当性」(「加害者側の活動を正当化する理由」)が考慮されるとする。

この主張が、例えば、「相関的権利」とされるプライバシー権の場合、その侵害が賠償責任を発生させるかどうかについては、侵害者側(例えばマスコミ等)の表現の自由との相関が必要である、景観利益の保護の場合、景観を侵害するとされる被告側の権利・利益(営業上の利益や土地所有権に基づく建築の自由)との相関が必要であるといった議論であるとすれば、理解できないわけではない。あるいは、近時、問題となっている、保育所や幼稚園、あるいは児童公園における子供の発生させる「騒音」が付近住民の平穏な生活を侵害しているかどうかといった事案でも、「騒音」源とされる施設の有用性や活動の自由、さらには、子供の発達に関する利益との相関は必要であろう。しかし問題は、本件事故において、被害者の権利・利益と相関される電力事業者の権利とは何かである。

このような理論枠組みを前提に、山本意見書は、本件で問題となっている権利は(「加害者側の活動の相当性」「加害者側の活動を正当化する理由」)と相

30) ただし、山本は、以前の論稿(「基本権の保護と不法行為法の役割」民法研究5号129頁以下)では、「相関的権利」においては、「権利者がどこまでのことができるかということと同時に、他人は権利者に対してどこまでのことをすることが許されるのか、つまり他人がなしうることの確定も同時におこなわざるをえない」、そこでは双方の「権利」の衡量が行われるとし、「これは『衡量』といっても、あくまで双方の『権利』の衡量であり、そのような枠組みをとるとは限らない受忍限度論による衡量などとは異なる」としている。

関的に判断すべき)「相関的権利」であり³¹⁾、したがって、それは「受忍限度論」の一般的枠組みにしたがって判断されるべきだが、本件の多くの判決はそのような判断をしていないと批判するのである。

b) 本件に山本説を適用することの問題性

山本の、権利・法益の拡大傾向を踏まえた不法行為要件論、あるいは、その権利論は注目に値するものではある。しかし、その理論に立って（適用して）、本件事故被害を考えること（本件では「相関的権利」侵害が問題となっており、加害者側の行為の相当性を含めた受忍限度判断が必要との主張）には、以下の点で重大な問題がある。

① 本件に山本権利論（「相関的権利」論）は適用可能か？

本件事故に関する各訴訟で原告らが主張する包括的平穏生活権は、その包括性のゆえに、所有権や身体権などの絶対権とは異なり、それが侵害さ

31) 山本が、包括的平穏生活権を「相関的権利」とするのは、単に、それが侵害されたかどうかの判断において多様な要素を考慮しなければならないからという理由ではないことに注意すべきである。山本意見書は、「被害者に『地域において平穏な日常生活をおくる』という実体的な利益を享受する権利を認めるためには、どこまでの利益をどのように享受することを他者が妨げてはならないかを確定する必要がある」という意味で、それは「相関的権利としての性格を持つ」としている。そこでは、他者が被害者の平穏生活に関する利益を侵害ないし制約する自由ないし権利を（限定的にせよ）有することが前提とされ、それとの相関的な調整の必要が語られているのである。住民の生活は他の住民の生活との互助あるいは互譲によって成り立つものであるので、ある住民の生活利益が権利として法的に保護されるべきものかどうかについては、互助互譲関係にある他の（特に近隣の）住民の利益と権利との調整が必要なることは言を俟たない。あるいは、当該地域に開発行為として何らかの変更が加えられようとする場合、開発者側の営業上の利益や財産権行使の自由、さらには、その開発が公共事業の場合、公共性との調整が必要な場合もあろう。地域の環境や景観のあり方について、そのような調整が行われなければならない場合があることは否定できない。しかし、本件の場合、そのような、「他者が妨げてはならないかを確定する」際に相関される侵害者の権利ないし利益とは何なのであろうか。この点は、後にさらに検討するが、ここでは、山本意見書が包括的平穏生活権は「相関的権利」だとする主張は、単に、それが多様な利益を含むので、侵害の有無について、多様な要素の総合衡量という意味での「受忍限度」判断が必要だという主張ではないことを、あらためて確認しておきたい。

れたと言えるかどうかについて、様々な事情を総合的に判断しなければならない(少なくとも、そのような権利・法益を内包している)ということは確かである。このような意味での総合判断と「受忍限度論」の関係については後に検討する。

しかし、ここでの問題はそうではなく、本件事故においても、山本説の要である「相関的権利」が問題となっているとして、加害者側の権利や活動の自由との相関が可能であり、また、それが必要かということである。前述したように、山本が「相関的権利」としてあげたもののなかには、そのような相関が可能かつ必要なものもあろう。しかし、もしかりに本件事故にも相関衡量が必要な場合がありえたとして、そこで、被害者の権利保護と調整すべき加害者側の活動の自由とは一体何か。本件で問題となっている加害行為は、重大かつ深刻な原発事故であり、それ自体、無価値な(公益性や有用性がない)行為である。そもそも、騒音等の継続的侵害の場合と異なり、本件のような事故型不法行為において、加害者の活動の自由等との相関で権利法益侵害の有無を判断するというのは、いかなることを意味するのか。当然のことながら、電力事業者に、事故を起こして放射性物質をまき散らすことに関して何らかの権利があるわけではなく、また、そのような行為の自由も存在しない。

侵害行為の有用性等を論ずる余地があるとして、考えられるのは、(事故そのものではなく)原発稼働の持つ社会的有用性といった事情だが、それは、加害行為そのものではない。また、かりにこれらを考慮すべきだとしても、それは、被害者の権利・法益と相関して権利・法益侵害があったかどうかという部分ではなく、過失要件、すなわち、そのような有用性を有する設備の設置・管理者には事故の発生を防止するためにどのような注意義務(損害回避義務)が課されているのかという部分においてではないか。過失におけるいわゆるハンドの定式では、加害者側の事情、すなわち、損害回避のコストをも考慮して回避義務の程度とその違反(過失)の有無を判断すべきという議論がある。しかし、本件のような重大な被害が生じた

場合、このハンドの定式³²⁾を適用することそのものについて批判があることに加えて、かりに、この定式によるとしても、本件の場合、原発の高度の危険性から原子力損害賠償法（原賠法）において無過失責任が規定されていることに注意すべきである。つまり、原賠法では、責任要件において、原発の有用性といった要素が考慮される余地はなく、電力事業者は絶対的な防止義務（事故が「万に一つも」起こらないようにするという義務）を負っており（免責されるのは「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」（原子力損害賠償法3条1項ただしがき）による場合だけである）、原発の社会的有用性を考慮してその義務が軽減されるといった議論の余地はないのである（原発の稼働を差止めるべきかどうかとは局面が異なる）。大塚が、「もし公害の受忍限度論の枠組みを採用するのであれば——筆者がそれを支持するわけではないが——事故前における福島第一原発の公共性ととの衡量をすることも検討しなければならないであろう。しかし、原子力損害賠償法が無過失責任を採用していることは、まさにこのような衡量を排除していると思われる」³³⁾とするのも、この趣旨であろう。山本意見書は、「相関的権利の侵害が問題となる場合にまで、加害者側の活動の相当性を考慮しないという決定を行っていると見るのは、少なくとも制定当時の状況からすると、無理がある」とするが、原賠法は、原子力損害が発生した場合、原発稼働の有用性や相当性といった事情を考慮することなく（無過失で）賠償を認めるべきとする決定を、制定当時の状況（原子力発電を進めることに国民や地元の理解を得ることが必要だという当時の状況）において行ったのではないか。

32) ハンドの定式とその限界については、内田貴『民法Ⅱ（第3版）』（東京大学出版会、2011年）341頁以下参照。内田は、「この定式は、行為者がどのような行為をしようと原則は自由であることを前提にしている」、「損害の回避費用の方が多少でも大きければ、たとえ被害が生じて賠償責任を負わなくて良い、という結論が導かれるのは、本来は自由であるという前提によって正当化されるのである」とする（同書342頁）が、的確な指摘である。これによれば、ハンドの定式は、本来、本件事故において参照されるべき考え方はないことになる。

33) 大塚・環境法研究8号20頁。

- ② 山本意見書が考慮すべきとする「加害者側の活動の相当性」とは何か、
また、それはどのように考慮されるべきか？

山本意見書は、「加害者側の活動の相当性」として「他者加害の禁止違反の程度」を挙げる。大気汚染や騒音の場合、一定程度以下の汚染物質の放出ないし騒音の発生は許容されている（そのために環境基準や規制基準がある）。しかし、本件のような放射性物質の放出（とりわけ施設外への放出）は禁止されており、程度・量の問題は、被害発生の有無や程度の判断では重要な考慮要因となるが、加害者の活動の相当性とは関係がない。

また、山本意見書は、新たな放射性物質の放出を抑制する措置が採られたか否か、各原子炉の冷温停止状態が達成されたか否か、除染の進展状況等が考慮され、また、被告が、国や地方公共団体の除染等の事業への協力や復旧作業を行い、自治体等に対する除染費用等の賠償を実施するとともに、被害者に対して帰還に必要な移動費用や元の住居の修補のための費用を賠償しているとするならば、それらの事実の有無及びその程度も考慮されると考えられるとする。本件において、これらの点で東電や国が、「加害者側の活動の相当性」を根拠づけるような対応をしてきたかどうかについては大いに疑問が残るところであるが、かりに東電や国がこれらについて、相当で誠意ある対応をしてきているとしても、そのことが不法行為の成立要件である権利・法益侵害の有無において考慮されるべき事情なのであろうか。それは、(継続的不法行為における差止めや賠償と異なり一回的な事故型の不法行為にとっては)あくまで、賠償されるべき損害の範囲や賠償額において問題となるだけではないか(交通事故において、加害者が適切な救護活動をしたからといって、そのことが、例えば、慰謝料の額に何らかの影響を与えることはあったとしても、そのことにより権利・法益侵害自体が否定されることにはならないであろう)。

なお、山本意見書は、「福島原発からの距離が離れ、避難指示区域から自主的避難等対象区域、さらには区域外の地域になるにしたがって、侵害の程度は小さくなっていき、そのいずれかの段階で受忍限度を超える違法

な『侵害』が認められなくなるはずである」とする。これはある意味で当たり前のことであるが、それは、「侵害の有無やその程度」という被害に関わる判断であり、加害者の行為の相当性を衡量した「受忍限度判断」によるものではない。

③ 本件事故で問題となっている権利・法益は「受忍限度論」におけるような加害行為の相当性と「相関」すべきような性質の権利・法益か？

前述したように、本件で問題となっている権利を不安に基づく平穏生活権と見る考え方がある（大塚説）。しかし、そこでは、単なる主観的な不快感や不安ではなく、「科学的に不適切とは言えない程度の社会的合理性を有する不安を基礎とする平穏生活権（「健康リスク型平穏生活権」）」が問題となっているとされるのである。本件で問題となっている平穏生活権は、「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利」すなわち、「放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」なのであるから、そこでは、山本が「相関的権利」として挙げるプライバシーのように侵害の有無判断にかかわって加害行為の相当性と相関的考慮が必要な権利・利益の侵害が問題となるわけではない。

また、筆者は、これも前述したように、本件被害のコアに、（生物的・社会的）生存条件の侵害があるとした。生存条件は、それが損なわれれば生命・健康被害に直結するものであり、生命・健康というかけがえのない権利・法益の侵害を防ごうとすれば、少なくとも生存条件の重大な侵害を防止すべきである。従って、そのような意味での平穏生活権は、侵害の有無の判断において加害者の行為自由との相関的な調整が必要な権利・法益ではない³⁴⁾。

34) 被告側は、「受忍限度論」を主張する際に、大阪空港訴訟のような公害事例とならんで、葬儀場が居宅から見えることによる近隣住民の平穏生活権侵害が問題になった最判平22・6・29（判時2089・74）や国立景観訴訟最高裁判決（最判平18・3・30民集60・3・948）などを挙げる（例えば、本件第一審における国側第39準備書面49頁以下）が、問題となっている被害の性質が異なり、これらの判決は参照されるべきものではない。

本件事故によって侵害された権利・法益（少なくとも、その中核）は、このような強い保護を要する権利・利益なのであるから、本件事故の被侵害権利・法益を「関連的権利」だとして、権利・法益侵害の有無に関して加害者の行動の自由との関連が必要だとする理解は、本件被害の実相に適合しない。

(3) 本件で「受忍限度」は問題とならないのか？

a) 「受忍限度論」とは何か？

1960年代後半、深刻な公害被害を目の当たりにした法学者は、その救済のための理論を創造した。その一つが、「受忍限度論」である。例えば、以下のような主張がなされた。「従来別々に論じられてきた故意・過失および違法性は、すくなくともニューサンズに関する限り、これからは統一的に判断されるべきである。そして、それらの概念にとって代わって、受忍限度の概念が導入されるべきである」³⁵⁾。従来の違法性と故意・過失という二元的な要件を受忍限度というものに一元化し、様々の事情を総合的に考慮して、受忍の限度を超えていると判断できる場合に責任を認めようという考え方である。ここでは、公害に関する無過失責任法が存在しない中で、公害被害者を救済するために、過失（とりわけその前提としての予見可能性）要件を緩和すること³⁶⁾、すなわち、それを被害の重大性と関連させることによって過失要件における予見可能性を相対化する（被害が重大であれば予見可能性にこだわることなく責任を認めることをも可能にする）ことによる被害者救済の拡大を一つの狙いとした（そこには、侵害行為の有用性等を考慮して責任を制限しようという意図はなかった）ことを確認しておきた

35) 野村好弘「故意・過失および違法性」加藤一郎編『公害法の生成と展開』（岩波書店、1968年）。淡路剛久「公害における故意・過失と違法性」ジュリスト458号375頁も同旨。

36) 野村は、結果発生の予見可能性をもって過失と見る考え方は、公害のような近代的企業が加害原因者である不法行為については適切ではないとし、淡路も、結果発生につき予見可能性ある場合を過失とする立場は、公害のような近代企業が原因である現象につき、いちいち予見可能性を要求するところに限界があるとしている。

い。

この「受忍限度論」に対しては、責任の有無が様々な要素の総合的な利益衡量にゆだねられてしまうことになるが、諸要素を総合的に判断して受忍限度内かどうかを判断する場合、その判定は判定する者の主観によって左右されて、結局、「裁判所に対する白紙委任を認める理論」ではないかとする批判があり、激しい論争も行われたが、その中で、淡路が被侵害法益の重大性や性質による類型化をはかり、「白紙委任」との批判にこたえようとする考え方を示したことに注目しておきたい。淡路は、当初の段階から、被侵害利益の性質と侵害の重大性を特に重視し、生命・身体に対する侵害は、それ自体きわめて重大であって、「危険の引受」や特異体質など特殊な事情がない限りとうてい受忍限度内とはいえないとし、また、地域性や土地利用の先後関係の要素についても、生命・身体侵害があれば、これらの要素を問題にすべきではないとしていたが、上記の論争を経て、被侵害利益の権利性が強ければ加害行為者側の事情にかかわらず強く保護されるべきであって、その点は「受忍限度論」の基本構造になるべきであったが、総合的判断のみが強調され、その点があいまいにされたとした上で、被侵害利益の類型化による「受忍限度論」の再構成を主張するようになった。

その後、「受忍限度論」は公害訴訟における違法性の判断枠組みとして、判例上は定着していく。例えば、本件訴訟第一審判決も参照する国道43号線訴訟最高裁判決（最判平7・7・7民集49・7・1870・2599）は、以下のよう

に述べる。

「営造物の供用が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となり、営造物の設置・管理者において賠償義務を負うかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度（①）、被侵害利益の性質と内容（②）、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等（③）を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、

その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等(④)の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものである」(○数字は筆者による)。

同様の「受忍限度論」は、空港・基地の騒音訴訟などでも採用されているが、このような考え方において最も問題となるのが、侵害行為の公共性である。この点につき、大塚は以下のような指摘を行っている³⁷⁾。まず、これらの判決は、公共性は考慮するが、侵害行為の態様と侵害の程度(①)、被侵害利益の性質と内容(②)、被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等(④)とともに総合的に考察するとして、公共性を「それほど重視」していない。また、判決が、「本件道路は、産業政策等の各種政策上の要請に基づき設置されたいわゆる幹線道路であって、地域住民の日常生活の維持存続に不可欠とまではいうことのできないものであり、被上告人らの一部を含む周辺住民が本件道路の存在によってある程度の利益を受けているとしても、その利益とこれによって被る前記の被害との間に、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような彼此相補の関係はな」として、「彼此相補関係」の有無という基準を示していることも重要である。学説上は、損害賠償においては(差止めの場合と異なり)、公共性を考慮すべきではないとする説も有力であり、公共性が高い施設によって特別の犠牲を払った者にはそれだけ補償の必要が高いとも考えられる(大塚は、自身も損害賠償については公共性不考慮説だとする)。

従来の公害における「受忍限度論」が以上のようなものであったとすれば、それを本件事故における権利・法益侵害判断に適用することには、以下の点で無理がある。まず、国道43号線公害等は継続的な不法行為である(したがって、同時に、差止請求がなされている)。だからこそ、「侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等」が考慮要素に入ってくるのであり、

37) 大塚直『環境法BASIC(第3版)』(有斐閣, 2021年)460頁以下。

また、「彼此相補性」が問題にされるのである。本件の場合、事故によって放射性物質を大気中に放出してしまったことが侵害行為なのであるから、それ自体の公共性は問題とならないし、それとの「彼此相補性」を論ずることもできない³⁸⁾。また、継続的不法行為の場合、「侵害行為の開始後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等」を違法性の判断において問題としうるが、本件のような事故型不法行為の場合、それらの事情は、あくまで損害の程度と範囲において考慮されるべき事柄である。このような違いから、大塚は、「本件は事故型損害であり、この場合に公共性との衡量について公害と同様の判断を用いることはできない」³⁹⁾とする。

b) 本件における「受忍限度」判断の意味

本件事故被害について、それを包括的平穩生活権侵害ととらえるとしても、そこでは、権利・法益の包括性ゆえに、所有権や身体権とは異なる（侵害の有無を判断する上での）総合的判断が必要な場合があることは否定できない。それでは、この総合的判断と、大阪空港訴訟や国道43号線訴訟最高裁判決における「受忍限度論」とはどう異なるのか。この点を、鋭くかつ明晰に整理したのが、いわき市民訴訟における淡路意見書である。

同意見書で淡路は、前述したように、原告であるいわき市民（事故直後には多くの市民が避難。その後、帰還して市内で生活している）の「被った被害は、事故直後から現在に至るまで、放射能汚染に起因する被害として継続しつつ、その内容は変化し、身体的侵害に関わる精神的被害中心から精神的平穩の侵害に関わる精神的被害中心へと変わってきている」とし、このような権利・法益侵害に対する慰謝料が認められるべきかどうかの判断に

38) 大塚は、この「彼此相補性」という基準は「継続的な公害を前提としており、本件のような事故型の損害にそのまま適用することはできない」として、公害の「受忍限度論」の本件への適用に「相当の問題がある」ことの根拠の一つとしている（大塚・環境法研究8号20頁）。

39) 大塚・環境法研究8号33頁。

については、「同様の立場におかれた一般人・通常人を基準として、(1) (事故直後から4月22日ころまで)については、立証された本件事故直後の放射能汚染と被ばくの(可能性の)状況、福島第1原発の状況、原告らが得た情報などから、『死傷の恐怖』といえるような精神的打撃を受けたと評価できるか、(2) (事故後数週間以降、2年後頃まで)については、原告居住地域の空間線量率、低線量被ばくに関する知見、情報などから、身体侵害(健康影響)を受けるのではないかとの深刻な危惧感を持つと評価できるか、受忍限度判断によれば、一般人・通常人として受忍しなければならない限度を超えた精神的被害と評価できるか(その場合においても、身体侵害の恐れ、危惧感は考慮要素として重視されなければならない。)、(3) (事故発生後2年以降)については、受忍限度判断によれば、立証された平穏生活権を侵害する諸事実から、一般人・通常人として受忍しなければならない限度を超えた精神的被害と評価できるか、によるものと考えられる」とする。

留意すべきは、(1)の「死傷の恐怖感」等の「身体権に『直結』した(『切迫し即時的』な)精神的平穏生活権」の侵害については、精神的打撃の程度のみが判断基準とされ、「受忍限度判断」は問題とされていないこと、(2)(3)については、「受忍限度判断によれば」とされているが、「もっとも、本件事件の性質から、侵害行為の態様を考慮する必要はなく、平穏生活権を侵害する諸事実(被害事実)を考慮要素とすべきとすれば、受忍限度判断とは異なる判断方式ともいえよう」とし、侵害行為の態様を考慮する(他の公害事案等で一般的)「受忍限度論」とは異なる(被害事実をもっぱら考慮要素とする)判断方式がとられるべきとしていることである。

同意見書はまた、生業訴訟一審判決が「受忍限度判断」によったことに関し、本件でなされるべきは、「加害行為後の被害が賠償されるべき程度を越えているかどうかの判断であり、また、受忍限度判断が担っている違法性の有無の評価も必要ない(受忍限度判断は、事案によるが、賠償されるべき程度を越えた損害かという損害の判断と、加害行為に違法性があるかという違法性判断の二つの役割が与えられてきた。)」ことから、加害行為の態様を考慮す

る必要はないのではないか。なぜなら、原発の本来の操業ではなく、事故という公益性を持たない無価値な事態においては、これを適法と評価する余地がないからである。よって被害の程度が一般人・通常人が通常甘受すべき（受忍すべき）程度を超えているかどうかの評価的判断となるものと思われる。その意味で、被害実態の詳細な認識・認定は重要である」と述べている。

「受忍限度判断」には「賠償されるべき程度を越えた損害かという損害の判断と、加害行為に違法性があるかという違法性判断の二つの役割が与えられてきた」とする指摘は、「受忍限度論」を考える際に極めて重要なものであり、1960年代という早い時期に公害における「受忍限度論」を提唱し、その後、環境権論等との論争を通して、それを深めてきた淡路でなければならぬ卓見である。この整理によれば、本件では、加害行為が違法性を有するかどうかという意味での「受忍限度判断」は必要なく（そのような判断は稼働差止め等では問題となりえても、本件は、正常な操業ではなく事故によるものなので、そのような意味での「受忍限度論」は問題とならない）、なされるべきは、そのような被害は賠償により救済すべきものか（それとも住民らが「通常甘受すべき」程度のものなのか）という判断であり、そこでは、（加害行為の相当性との相関ではなく）被害実態の認識・認定に基づく判断こそがなされるべきなのである。

c) 裁判所の考え方

それでは、本件事故に関する訴訟において、各裁判所は、この問題をどう考えて来たのか。生業訴訟一審判決は、次のように述べて、本件においても、これまでの公害事例と同様の「受忍限度論」を採用した。

「人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社

会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである」, 「放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穏生活権侵害となるか否かは, 侵害行為の態様, 侵害の程度, 被侵害利益の性質と内容, 侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか, 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況, その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容, 効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきである」(判決は, 大阪空港訴訟最高裁判決や国道43号線訴訟最高裁判決等の騒音被害に関する判例を参照判例として挙げている)。

しかし, この判決のように, 本件を従来の公害事例と同列のものと考え, そこでの「受忍限度判断」の定式を, 本件の特質に着目することなく無批判に採用している点には問題がある⁴⁰⁾。そもそも, 放射性物質の施設外への放出について, 原子力事業者に許容された, したがって, 住民が「受忍」すべき量があるわけではない。

これに対し, 同訴訟の控訴審判決は, 一審判決は「本件事故によって拡散された放射性物質によって居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穏生活権侵害となるか否かという判断枠組みを用いているが, 本訴において一審原告らが受けたと主張する被害は, 福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく……一審被告東電の義務違反及び一審被告国の違法な規制権限不行使の結果として福島第一原発が本件事故を起こしたことによるものであって, 社会にとって公共性ないし公益上の必要性がある施設等の正常な運用・供用等による侵害行為が生じているという場合ではないから, 上記判断枠組みは本訴において妥当するものであるとはいえない」として, 騒音公害等におけるような「受忍限度論」をとらない

40) 大坂恵里「原発賠償生業訴訟判決」環境法研究10号110頁は, 「発生源対策により低減可能な騒音と, 事故の収束という発生源対策がなされたとしても環境中に長期にわたって留まり, かつ, どれだけ低減すれば安全なのかについて議論のある放射性物質を, 同列に扱うことが適切であるとは思われない」とする。

ことを明確にしている。

また、愛媛訴訟控訴審（高松高判令3・9・29LEX/DB25591107）も、「本件において第1審原告らが受けたと主張する被害は、福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく、第1審被告国の違法な規制権限不行使も相まって、第1審被告東電が重大な本件事故を引き起こしたことによるものであり、第1審被告東電の本件事故の発生に対する責任も相当に重いこと及び自主的避難等対象区域に居住していた第1審原告らの精神的損害も、客観的・具体的な根拠のない『不安』にすぎないとはいえないことは既に検討したとおりであるから、本件に受忍限度論が妥当するとは到底いえない。」として、東電が主張する「受忍限度論」を明確に排除した。

これらの判断は、本稿が述べた「受忍限度論」の持つ意味から見て、適切なものである。本件で「受忍限度」が問題になるとしても、それは、被害が「通常甘受すべき」程度を超えているかどうかであり、加害行為が違法性を有するかについて、加害行為の相当性を考慮するという意味のものではない。生業訴訟や愛媛訴訟の控訴審が、被害の程度を主として問題にし、加害行為の有用性や公共性等をも考慮するという意味での「受忍限度論」を採用していないのはそのためであり、これは、本件において適切な考え方である。

【追記】 最高裁第2小法廷は、2022年3月2日と30日に、生業訴訟等4つの訴訟における東電および国の損害論に関する上告を受理しないことを決定した（ただし、高裁の判断が分かれている国の責任については上告審が開かれることになった）。さらに、3月7日には、避難者訴訟等3つの訴訟について（これらの被告は東電のみ）第3小法廷が、同様の決定をした。これらの判決は、原陪審の中間指針等を（額としては、それほど多くはないが）超える賠償を認容していた。それに対し、一審被告は、中間指針を超える賠償を認めた原判決が確定した場合、「少なくとも約166万人にも及ぶ被害者らに対して（中間指針等に定める賠償額を超える）数千億円単位での追加の慰謝料を支払うよう迫られ、国民及び電力需要者に新たな負担を強いるおそれが生じる」（群馬訴訟東電上告受理申立理由）な

どと主張していたが、最高裁はこのような考え方をとらず、中間指針等では被害救済に十分ではないことを事実上、認めたわけである。このことは、事故後の早い時期(2011年8月。第一次追補は同年12月)に策定された中間指針を、その後の状況を踏まえて「見直す」ことの必要性を示しているのではないか。

本稿での検討との関連では、「滞在者」を多く含む訴訟において、限定された期間かつ少額ではあるが、中間指針第一次追補を超えて賠償を認めた生業訴訟の控訴審が確定したことの意味は大きい。また、本稿で批判的に検討した、控訴審は「受忍限度論」に立っていない(したがって、大阪空港訴訟最高裁大法廷判決などの判例違背がある)という、上告受理申立も採用しなかった。

これまで原賠審は、指針を上回る賠償を認容する判決が相次いでも、確定するまで状況を見守るという姿勢をとっていたが、確定判断が出た段階で、中間指針の見直しに着手すべきである。この決定を受けて、生業・群馬・千葉三訴訟の原告団・弁護団は、「生業訴訟において、原告らの損害について、代表立証を通じて共通損害として把握し、一律賠償を命じる高裁判決の判断枠組みが肯定されたことは、損害が原告らにとどまるものではないことを最高裁が認めたことを意味し、賠償基準の改訂、原告にとどまらない被害者全体の救済に向けて弾みとなるものである」との声明を、2022年3月4日に出している。また、日弁連も、中間指針の見直しを求める会長談話を、2022年3月28日に発表している。

原賠審は、2022年4月27日の第56回審査会で、「判決が確定した損害賠償請求の集団訴訟を踏まえた今後の対応について」協議を行い、専門委員を任命し、各判決等の調査・分析を行うことを決めた。真の被害救済につながるような議論を期待したい。

【付記】 本稿の後半(3の(2)(3))は、生業訴訟において、一審原告弁護団の求めに応じて最高裁第2小法廷に提出した意見書の一部に加筆したものである。本稿で参照した各訴訟における原告・被告の準備書面および提出された法律学者意見書は、各訴訟の原告弁護団から提供いただいた。また、避難者訴訟やいわき市民訴訟を担っている「福島原発被害弁護団(通称、浜通り弁護団)」とは、損害論に関する勉強会を(数名の研究者とともに)重ね、貴重な示唆や教示を得ている。この場を借りて感謝の意を表したい。